6～12　（略）	6～12　（略）
13　この規約で「事業者」とは、食酢等を製造、加工若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食酢等の製造若しくは加工を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するものをいう。	13　この規約で「事業者」とは、食酢等を製造若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食酢等の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するものをいう。
14　（略）	14　（略）
（必要な表示事項）	（必要な表示事項）
第３条　事業者は、食酢等の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、食酢の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。	**第３条**　事業者は、食酢等の容器又は包装に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに一括して表示しなければならない。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　添加物	⑷　（略）
⑸　（略）	⑸　（略）
⑹　（略）	⑹　（略）
⑺　（略）	⑺　（略）
⑻　（略）	⑻　（略）
⑼　（略）	⑼　（略）
⑽　（略）	⑽　製造業者等の氏名又は名称及び住所
⑾　事業者の氏名又は名称及び住所	
⑿　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	
なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあっては、⑸及び⑹を除く。	なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあっては、⑷及び⑸を除く。
2　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したものをいう。））の量及び熱量は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。	
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第７条　（略）	**第７条**　（略）
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　「純○○酢」その他これに類似する用語（原材料として１種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又は蜂蜜のみを使用したもの（米黒酢及び大麦黒酢を除く。）について○○に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合は除く。）の表示	⑶　「純○○酢」その他これに類似する用語（原材料として１種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又ははちみつのみを使用したもの（米黒酢及び大麦黒酢を除く。）について○○に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合は除く。）の表示
⑷～⑼　（略）	⑷～⑼　（略）
⑽　他の事業者又はその商品を中傷し、誹謗するような表示	⑽　他の事業者又はその商品を中傷し、ひぼうするような表示
（全国食酢公正取引協議会の設置）	（食酢公正取引協議会の設置）
第８条　この規約の目的を達成するため、全国食酢公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。	**第８条**　この規約の目的を達成するため、食酢公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。
2　（略）	2　（略）
（施行規則）	（施行規則）
第13条　（略）	**第13条**　（略）
2　前項の規則を定め、又は変更するときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	2　前項の規則を定め、又は変更するときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。

三　施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される食酢等に係る表示については、なお従前の例によることができる。

○外務省告示第百八十四号

平成二十九年二月一日にプラハで署名された社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書について、両締約国が同議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成三十年五月十六日にプラハで行われた。よって、同議定書は、その第六条１の規定に従い、平成三十年八月一日に効力を生ずる。

平成三十年五月十八日

外務大臣　河野　太郎